

<報道提供>

令和5年6月7日
静岡県危機報道官
電話 054-221-3594

(件名) 6月2日からの大雨等による被害状況について【第12報】
(6月7日12時00分現在)

下線部は第11報からの変更箇所

1 概況

静岡県では、梅雨前線等の影響により、記録的な大雨となった。各地で人的・物的被害が発生している。

2 人的・物的被害の状況

市 町	人的被害 (単位: 人)				物的被害 (単位: 棟数)						
	死者 うち災害 関連死	行方 不明	重傷	軽傷	住 家					非住家	
					全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他
島田市								1	1		
浜松市	1			1	5		2	34	135		
磐田市	1							20	21		
袋井市								1	13		
森 町								2			
掛川市							2				1
湖西市						1					2
富士市								15	60		
静岡市								3	116		
三島市									1		
沼津市								100	200		
小山町											1
長泉町									1		
函南町							1				
計	2			1	5	1	5	176	548		4

3 避難所の開設状況

現在開設されている避難所なし

4 ライフライン等の状況

(1) 停電

なし

(2) 通信

なし

(3) 断水

市町	地区	戸数	原因	対応
森町	鍛冶島栗之島	8戸	給水管が通っていた鍛冶島橋が崩落	1箇所給水タンク設置
	中村1組	2戸	配水管が流木により破損	ペットボトル水、給水袋等を提供

※掛川市大和田地区の断水は復旧済

(4) 鉄道

路線名	区間	現在の状況
JR飯田線	豊橋～平岡	特別ダイヤで運行 ※一部運休あり

※その他は平常どおり

(5) その他公共交通（航空機・船舶）

平常どおり

(6) 高速道路の規制状況

なし

(7) 国道・県道の全面通行止の状況

18路線 26箇所

5 県の災害対応の状況

(1) 市町情報収集要員を派遣

派遣市町	人数	派遣時間	活動状況
掛川市	1名	6月2日 14:30	6月3日活動終了
菊川市	1名	6月2日 14:30	6月3日活動終了
静岡市	2名	6月2日 14:40	6月3日活動終了
富士市	2名	6月2日 21:30	6月3日活動終了
沼津市	1名	6月2日 21:46	6月3日活動終了
磐田市	1名	6月2日 18:50	6月3日活動終了
浜松市	1名	6月3日 7:15	6月3日活動終了

(2) 市町支援機動班を派遣

派遣市町	人数	派遣時間	活動状況
磐田市	3名	6月3日 5:00	6月3日活動終了

(3) 災害救助法の適用

適用市町	法適用日	備考
磐田市	6月2日	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用

6 関係機関の活動状況

(1) 陸上自衛隊

派遣市町等	人数	派遣期間
県庁	連絡要員 2 名	6 月 3 日 10:20～11:15
静岡市	連絡要員 2 名	6 月 2 日 13:35～6 月 3 日 11:18
磐田市	連絡要員 2 名	6 月 2 日 19:29～6 月 3 日 09:07
湖西市	連絡要員 2 名	6 月 3 日 09:03～10:38
浜松市	連絡要員 2 名	6 月 3 日 02:24～09:45

(2) 中部地方整備局

派遣市町等	人数	派遣期間
県庁	連絡要員 2 名	6 月 2 日 21:00 ～6 月 4 日 18:00 (活動終了)
磐田市※	TEC-FORCE 3 名	6 月 4 日 9:25～11:00 (現地調査終了)

※敷地川被災現場に TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) を派遣し被災箇所の復旧に関する助言を実施

7 県等の現在の対応

(1) 被災市町への職員の応援派遣【危機管理部】

- ・市町に対し応援要請の有無を照会

(2) 災害に伴う県税の期限延長・減免【経営管理部】

- ・災害により被害を受けられた方の県税について、期限延長・減免などの負担軽減措置を実施

(3) 住宅被害への支援【危機管理部、くらし・環境部】

- ・6 月 6 日 (火)、罹災証明書の発行に必要な住家被害認定調査に係る市町担当者向け説明会を開催
- ・県営住宅及び市町営住宅等における被災者の一時受入れ

○公営住宅等への一時受入れ状況 (6 月 6 日 (火) 時点)

市 町	箇所数	世帯	人数	受入期間	備 考
沼津市	1	1	1	6/5～	
伊東市	1	1	1	6/6～	
森町	1	2	4	6/5～	
計	3	4	6		

(4) 建築関係手数料の減免【くらし・環境部】

- ・被災建築物の建替えや大規模修繕等を行う場合、県受付分について、建築確認や仮設建築物許可などの申請手数料の減免措置を実施

(5) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターとの協働【健康福祉部】

- ・県、県社会福祉協議会、県ボランティア協会、市町社会福祉協議会による情報共有会議の開催
- ・被災地社協に県社協職員を延べ 10 人派遣

内訳 沼津市社協 延べ2人
富士市社協 延べ3人
磐田市社協 延べ2人
浜松市社協 延べ3人

- ・Facebookによる被災地災害ボランティアセンターに関する情報発信

(参考) 各市の災害ボランティアセンター (VC) 設置状況

- ・沼津市 (6月2日)
- ・富士市 (6月3日)
- ・島田市 (6月3日) ⇒ 6月5日から通常VCで対応
- ・磐田市 (6月4日)
- ・浜松市 (6月3日)通常VCで対応

(6) 農地森林・農業用施設等の災害復旧【経済産業部】

- ・農地：農地、農業用施設等の被害について、市町と協力して被害状況を調査中
- ・林地：災害関連緊急治山事業による対応を含め、各農林事務所で被害状況を調査中。小規模なものについては県単独治山事業により応急対策を実施
- ・林道：災害復旧事業により対応する林道施設災害について、市町に対して査定申請に向けた技術支援を実施

(7) 支援制度のホームページ掲載【知事直轄組織・危機管理部】

- ・被災者に対する県の支援制度については、県ホームページに掲載（別添のとおり）

(8) 県制度融資「中小企業災害対策資金」の発動【経済産業部】

- ・6月6日から被害を受けた中小企業者を対象に県制度融資による低利融資を発動
- ・中小企業者に対する円滑な資金供給を行うことで災害の影響を受けた中小企業者の事業継続を支援

(9) 県制度融資「静岡県農林水産業災害対策資金」の発動【経済産業部】

- ・6月6日から被害を受けた農林水産業者を対象に県制度融資「農林水産業災害対策資金」を発動し、緊急的な金融支援を実施
- ・農林水産業者に対し低利の資金を供給することにより、経営の安定化を図る

(10) 被災地における救助活動等【警察本部】

- ・磐田市等の河川氾濫箇所におけるパトロール

【参考資料】

1 気象及び河川等の状況

(1) 雨の状況(代表地点:各地区における時間最大雨量を観測した観測所)

地区	市 町	観測所名 ※時間最大雨量地点	時間最大 雨量	期間雨量	観測期間	県内時間最大雨量
伊豆	函南町	桑原	55mm	376mm	6/2 1時 ～ 6/5 12時	68mm 島田市伊久美 6/2 17時～ 6/2 18時
東部	裾野市	須山	55mm	669mm		
中部	島田市	伊久美	68mm	503mm		
西部	浜松市	渋川	62mm	474mm		

(2) 風の状況

種 別	観測地点	風速 (観測日時)	
最大瞬間風速	三島	23.2m/s	6月3日 0時07分
最大風速	石廊崎	13.9m/s	6月3日 1時46分

(3) 河川の状況

(氾濫危険水位を超過した地点)

河川名	観測局名	初回到達日時	内 容
藁科川	富沢橋	6月2日 15:45	氾濫危険水位に到達→23:55水位低下
芳川	芳川	6月2日 15:55	氾濫危険水位に到達→18:30水位低下
安間川	安間	6月2日 16:15	氾濫危険水位に到達→3:40水位低下
都田川	落合橋 (農)	6月2日 16:20	氾濫危険水位に到達→3:30水位低下
釣橋川	釣橋川	6月2日 16:35	氾濫危険水位に到達→22:30水位低下
馬込川	松江	6月2日 16:40	氾濫危険水位に到達→2:15水位低下
黄瀬川	花園橋	6月2日 16:40	氾濫危険水位に到達→2:30水位低下
敷地川	笠梅橋	6月2日 17:35	氾濫危険水位に到達→20:00水位低下
二俣川	相生橋	6月2日 17:55	氾濫危険水位に到達→21:45水位低下
高橋川	青野	6月2日 18:10	氾濫危険水位に到達→3:10水位低下
巴川	能島	6月2日 18:20	氾濫危険水位に到達→23:25水位低下
太田川	新貝	6月2日 18:25	氾濫危険水位に到達→22:10水位低下
鮎沢川	小山	6月2日 19:05	氾濫危険水位に到達→1:10水位低下
阿多古川	両島橋	6月2日 20:30	氾濫危険水位に到達→0:45水位低下
気田川	平木大橋	6月2日 21:30	氾濫危険水位に到達→1:10水位低下
阿多古川	青谷橋	6月3日 00:50	氾濫危険水位に到達→4:10水位低下

(4) 気象警報等の発表状況（静岡地方気象台の発表と同じ順番で掲載）

地域		大雨 警報	洪水 警報	暴風 警報	土砂災 害警戒 情報	地域		大雨 警報	洪水 警報	暴風 警報	土砂災 害警戒 情報
中部	静岡市南部	—	—		—	東部	沼津市	—	—		—
	島田市	—	—		—		三島市	—			—
	焼津市	—	—		—		御殿場市	—	—		—
	藤枝市	—	—		—		裾野市	—	—		—
	牧之原市	—			—		清水町	—	—		—
	吉田町	—			—		長泉町	—	—		—
	静岡市北部	—	—		—		小山町	—	—		
	川根本町	—	—		—		富士宮市	—			—
伊豆	熱海市	—			—	富士市	—	—			—
	伊東市	—			—	浜松市北 部	—	—			—
	伊豆市	—	—		—	浜松市南 部	—	—			—
	伊豆の国市	—	—		—	磐田市	—	—			—
	函南町	—	—		—	掛川市	—	—			—
	下田市	—				袋井市	—	—			—
	東伊豆町	—				湖西市	—	—			—
	河津町	—				御前崎市	—				—
	南伊豆町	—				菊川市	—				—
	松崎町	—				森町	—	—			—
	西伊豆町	—									

(●：発表中（再発表含む）、—：解除、空欄：発表なし)

2 国道・県道の全面通行止の状況

管理者	路線	区間	原因
静岡県	(国)473号	島田市川根町抜里～島田市川根町石風呂	崩土
静岡県	(国)473号	川根本町久野脇～島田市川根町葛籠	崩土
静岡県	(主)焼津森線	島田市相賀～島田市相賀	路肩欠損
静岡県	(主)袋井春野線	森町問詰～森町問詰	路肩欠損
静岡県	(一)伊久美元島田線	島田市千葉～島田市大草	その他
静岡県	(一)大和田森線(旧道)	掛川市原里～掛川市平島	路肩欠損
静岡県	(一)大河内森線	森町鍛冶島～森町鍛冶島	路肩欠損
静岡市	(主)南アルプス公園線	静岡市葵区笠張～葵区大間	路肩崩壊
浜松市	(国)152号	天竜区龍山町大嶺272-1～天竜区龍山町大嶺276-29	法面崩壊
浜松市	(主)細江舞阪線	北区細江町気賀4031-8～北区細江町気賀4079-6	法面崩壊

浜松市	(主)藤枝天竜線	天竜区横川986～	法面崩壊
浜松市	(主)飯田富山佐久間線	天竜区佐久間町川上～天竜区佐久間町川上	路肩決壊
浜松市	(主)浜北三ヶ日線	北区三ヶ日町只木375-2～	路肩決壊
浜松市	(主)天竜東栄線	天竜区長沢506-2～天竜区長沢1148-3	道路陥没
浜松市	(一)白倉西川線	天竜区龍山町大嶺516-3～天竜区龍山町大嶺287-2	路肩決壊
浜松市	(一)白倉西川線	天竜区龍山町大嶺485-2～天竜区龍山町大嶺485-2	法面崩壊
浜松市	(一)白倉西川線	天竜区龍山町大嶺297-2～天竜区龍山町大嶺297-2	法面崩壊
浜松市	(一)瀬戸佐久米線	北区三ヶ日町都筑598-2～北区三ヶ日町都筑849-2	法面崩壊
浜松市	(一)瀬戸佐久米線	北区三ヶ日町都筑909-8～北区三ヶ日町都筑941-1	法面崩壊
浜松市	(一)水窪森線	天竜区春野町豊岡1963-16～天竜区春野町豊岡1855	法面崩壊
浜松市	(一)水窪森線	天竜区春野町胡桃平～	道路陥没
浜松市	(一)熊小松天竜川停車場線	天竜区東藤平310-1～天竜区東藤平778-2	その他
浜松市	(一)熊小松天竜川停車場線	天竜区阿寺～天竜区阿寺	路肩決壊
浜松市	(一)熊小松天竜川停車場線	天竜区阿寺429-2～天竜区阿寺429-2	路肩決壊
浜松市	(一)浜名湖周遊自転車道線	北区細江町気賀4510-9～西区呉松町1630	倒木
浜松市	(一)浜名湖周遊自転車道線	～西区庄内町1182-3	法面崩壊

3 配備体制

(1) 県

所 属	配備体制	所 属	配備体制
本庁	災害対策本部	賀茂地域局	方面本部
		東部地域局	方面本部
		中部地域局	方面本部
		西部地域局	方面本部

(2) 市 町 (2市が災害対策本部)

地域・市町		現在の体制 (ピーク時の体制)	地域・市町		現在の体制 (ピーク時の体制)
賀茂	下田市	廃止(事前配備体制)	中部	静岡市	廃止(災害対策本部)
	東伊豆町	廃止(事前配備体制)		島田市	廃止(災害対策本部)
	河津町	廃止(事前配備体制)		焼津市	廃止(災害対策本部)
	南伊豆町	廃止(事前配備体制)		藤枝市	廃止(災害対策本部)
	松崎町	廃止(事前配備体制)		牧之原市	廃止(事前配備体制)

	西伊豆町	廃止(事前配備体制)		吉田町	廃止(事前配備体制)	
東部	沼津市	廃止(災害対策本部)		川根本町	廃止(事前配備体制)	
	熱海市	廃止(災害対策本部)	西部	浜松市	災害対策本部	
	三島市	廃止(災害対策本部)		磐田市	廃止(災害対策本部)	
	富士宮市	廃止(事前配備体制)		掛川市	廃止(災害対策本部)	
	伊東市	廃止(事前配備体制)		袋井市	廃止(災害対策本部)	
	富士市	災害対策本部		湖西市	廃止(事前配備体制)	
	御殿場市	廃止(事前配備体制)		御前崎市	廃止(災害対策本部)	
	裾野市	廃止(事前配備体制)		菊川市	廃止(災害対策本部)	
	伊豆市	廃止(事前配備体制)		森町	廃止(事前配備体制)	
	伊豆の国市	廃止(事前配備体制)				
	函南町	廃止(事前配備体制)				
	清水町	廃止(災害対策本部)				
	長泉町	廃止(災害対策本部)				
	小山町	廃止(事前配備体制)				

別添

6月2日からの大雨等の被災者支援に向けた制度（補助・減免等）（令和5年6月7日時点）

【被災された方向けの制度】

制度名称	対象者	支援内容	運用対象	問合せ先
建築関係手数料の減免	静岡県が特定行政庁となる区域において被害を受けた者	洪水、風水害等により被害を受けた建築物について、建築費や大規模修繕等を行う場合、建築確認申請手数料、仮設建築物許可申請手数料、中間・完了検査申請手数料、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料などを減免	静岡県が特定行政庁となる区域において被害を受けた建築物（市町長が発行する証明書が必要）ただし、静岡県に申請するものに限る。（民間確認検査機関等に申請するものは対象外）	建築確認検査室 054-221-3075
災害に伴う県税の期限延長・減免等	災害により、法令の適用要件に該当する被害を受けた者	災害により被害を受けた方の、県税の期限延長・減免などの負担軽減措置	期間延長 ・災害によって、県税についての申告、申請、納付などがその期限までできないと知事認めるとき。 ※ 種別の申請により期限を延長します。 減免 主なもの ・災害により住居又は事業用資産に損害を受けた場合（個人事業税） ・取得した不動産が滅失又は壊壊した場合は（不動産取得税） ・自動車が増悪を受け修理したり、使用不能となり原車にした場合など（自動車税種別割） ・自動車が増悪を受け使用不能となり原車にし、買い換えた場合（自動車税環境性能割） ※ それぞれ適用となる要件があります。 徴収猶予 災害により被害を受けたため、県税を一時に納付することが困難と認められる場合、申請により、1年以内の徴収猶予が受けられます。 ※ 適用となる要件があります。	各財務事務所 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikanryo/zei/1050476/1011832.html)
県制度融資（中小企業支援）	被害を受けた県内中小企業者	6月2日からの大雨等に伴う災害により直接被害、間接被害を受けた中小企業者に県制度融資による低利融資を行う。 ○資金使途：<直接被害>：災害復興に必要な設備資金、運転資金 <間接被害>：運転資金 ○融資利率：1.5%（S/N保証4号）または1.5%（普通保証） ※ S/N保証4号は静岡市を対象として近日中に告示予定 ○保証料率：0～1.3% ○融資限度額：5,000万円 ○融資期間：10年以内（擔保期間1年以内） ○取扱期間：令和5年6月6日～S/N保証4号の適用期限（告示日から3ヶ月）まで	県内全県を対象 災害に伴う県税の期限延長・減免等 (https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikanryo/zei/saigai/1011802.html)	県内金融機関
県制度融資（静岡県農林水産業災害対策基金）	被害を受けた農林水産業者	令和5年6月2日からの大雨等により被害を受けた農林水産業者に対し、経営再建等を支援するための資金。 ○資金使途：経営安定のための運転資金、生活維持に必要な資金 ○融資利率：0.80%（令和5年6月6日現在） * 県の子補給施設等と融資機関の貸付実行時を比較して低利方の利率を適用 ○融資限度額：運転資金：個人1,000万円、法人2,000万円、生活維持資金：個人300万円 5年以内（5年擔保期間1年以内） ○償還方法：元本均等年賦償還 ○取扱金融機関：静岡県信用農業協同組合連合会、県内の農業協同組合、県日本信用農業協同組合連合会静岡支店 ○取扱期間：令和5年6月6日～令和6年3月31日	被害を受けた農林水産業者 ○被災後1月間の農林水産業者による総収入額（以下「農業等収入額」という。）が、被災前5年間の各年の被災後1月間に相当する期間における農業等収入額に比べて、最大及び最小の年を除いた各年の農業等収入額の合計額を3で除して得た額と比較して10パーセント以上減少した者 ○農林水産業に係る被害額が20万円以上の者 対象地区：全県	農業ビジネス課 担い手育成・支援班 054-221-2629
被災者自立生活再建支援事業	被害を受けた市町住民	「被災者自立生活再建支援補助金交付要綱」に基づき、支援金を支給する （基礎支援金最大100万円、加算支援金最大200万円）	全県（全県・全流夫）世帯 ・半壊し倒壊防止等や必要でない事由により生計を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯） ・住家が半壊し大規模な補修を行わなければならない住宅に居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） ・住宅が半壊し相当程度の補修を行わなければならない住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊）	市役所、町役場
災害弔慰金	被害を受けた市町住民	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する （支給額：生計維持費・500万円、その他・250万円）	災害により死亡した住民の遺族	市役所、町役場
災害慰問金	被害を受けた市町住民	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害慰問金を支給する （支給額：生計維持費・250万円、その他・125万円）	災害により精神又は身体に重篤な被害を受けた住民	市役所、町役場
災害援護資金（貸付）	被害を受けた市町住民	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害援護資金を貸し付ける （貸付限度額：350万円（所得制限あり））	災害により被害を受けた住民	市役所、町役場